

「障害者権利条約をみんなで使おう！」

日時：2014年9月4日(木) 18:00～20:30

第1部 基調講演

≪18:00-18:50≫



「障害者権利条約を国内で実施することの意味とは！」

長瀬修教授(立命館大学客員教授)



長瀬修教授

第2部 パネルディスカッション

≪18:55-20:30≫



『合理的配慮』の実践を知り、考える

コーディネイター：黒崎隆弁護士(東京弁護士会)

【前半：18:55～20:00】



パネラー 大橋恵子氏(高島屋横浜店ジョブコーチ)

現場報告：「そのまんまで素敵だよ」

(働く、知的・発達障がいのある皆様にもご登壇頂きます。)



パネラー 若林亮弁護士(東京弁護士会・聴覚障がい)

現場報告：「聴覚障がい等のコミュニケーションに障がいのある人と合理的配慮の課題」

【後半：20:00～20:30】

ディスカッション 長瀬修教授・大橋恵子氏・若林亮弁護士

障害者権利条約は2014年1月20日日本政府により批准され、同年2月19日に国内法的効力を有しました。

当日は、手話通訳・要約筆記を行います。

場所 弁護士会館2階「クレオ」(千代田区霞が関1-1-3)

地下鉄「霞が関駅」(丸の内線・日比谷線) B1-b出口より直通

※ 車いすご利用の方は、A1出口に地上用EVがございます

地下鉄「霞が関」(千代田線)C1出口より徒歩5分

地下鉄「桜田門駅」(有楽町線)5番出口から徒歩8分

お気軽に

対象 ご興味のある方ならどなたでも
(250名、先着順、入場無料) 【当日参加もOK!】

申込先 FAXにてお申込みください。
(点線以下に必要事項をご記入の上そのまま送信してください)

※ FAX使用が困難な方は、電話でのお申し込みも可能です。

Tel:03-3581-2205 (東京弁護士会人権課宛)

(電話受付時間：平日のみ 10:00-17:00)

【会場地図】



【以下のとおり、シンポジウムに参加します】(FAX送付先:03-3581-0865)

- ① 参加者氏名 _____ 付添介護者 _____ 名
(可能であれば所属の記載をお願いいたします。_____)
- ② 車いすでの来場：有 無 (※○をつけてください)
- ③ その他配慮してほしい事項(_____)